

議案第 33 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

次のとおり特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月11日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

常勤の特別職の職員に対して支給される期末手当について、一般職の職員に準じ、支給割合の改正を行いたく、本案を提案した。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和26年条例第70号）の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。